

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月21日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月21日から同年11月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、在籍出向していたC組織からA社D本社のE業務部に異動となった際の申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間もA社の社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びF組織（C組織から事業を承継。同組織は平成26年4月1日に廃止され、事業はG機関等に承継。）からそれぞれ提出された人事記録、雇用保険の記録、元同僚の厚生年金保険加入記録並びに元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年10月21日にA社H本社から同社B支社に、同年11月1日に同社B支社から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の人事記録には申立人が申立期間もC組織に出向中であったことが記されていることから判断すると、申立人のA社H本社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に申立人に係る資格の得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。